# 協会けんぽやまなし

5月号 令和2年 5月発行

**<職場内での回覧をお願いします>** 

# 新型コロナウイルス感染症に係る **傷病手当金について**

~ 加入者および事業主の皆様はご確認をお願いします ~

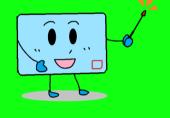
傷病手当金の 支給対象と なりうる場合



新型コロナウイルス感染症に感染しており、 療養のため労務に服することができない場合。



発熱などの自覚症状があるため自宅療養を行って おり、療養のため労務に服することができない場合。



3

自覚症状はないものの、検査の結果「新型コロナウイルス陽性」と判定され、療養のため労務に服することができない場合。

#### 傷病手当金の支給対象とならない場合

《事業主判断で休業となった場合》

事業所内で新型コロナウイルス感染症に感染 した者が発生したこと等により、事業所全体 が休業し、労務を行っていない場合。

家族が感染し濃厚接触者となった等の理由で、 事業主より休業を命ぜられた場合。

その他ご不明な点などございましたら、協会けんぽホームページをご参照 いただくか、業務グループ(055-220-7752)までお問い合わせください。

新型コロナウイルスへの感染のおそれを軽減する観点から、任意継続・限度額適用認定証・傷病手当金等の各種お手続きについて、極力<mark>郵送</mark>にてお手続きいただきますようお願い申し上げます。また、各種ご相談につきましても、お電話にてご相談いただきますよう重ねてお願い申し上げます。



全国健康保険協会 山梨支部 <sup>協会けんぼ</sup>

055-220-7750 (代表)



〒400-8559 甲府市丸の内3-32-12 甲府ニッセイスカイビル7階 8:30~17:15(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く) 申請書はホームページからダウンロードできます



## 重要

## 新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態に伴う 「特定保健指導」の 実施見合わせ について

協会けんぽでは、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態に伴い、当面の間、対面による特定保健指導の実施を見合わせることとしております。再開につきましては改めてホームページ等にてお知らせいたします。加入者・事業主の皆様には多大なるご不便をおかけしておりますが、何卒、ご理解のほどお願い申し上げます。

お問い合わせ先 : 055-220-7754 (保健グループ)

#### 皆様の医療を守るために「今」できることがあります

1 夜間や休日の安易な受診は控えましょう

診療時間外の受診は、医療費が「割増料金」となります。 また、限られた検査や治療しか受けられず、診療時間内に 改めて受診するケースもあります。

**2** 「かかりつけ医」を持ちましょう

「かかりつけ医」は、日常的な診療や健康管理等を担ってくれる 身近なお医者さんです。重大な病気や特殊な病気が疑われる場合 は、専門医や大病院を紹介してくれます。

3 小児救急電話相談を活用しましょう ☎ #8000

夜間や休日の急な子どもの病気(発熱・下痢・ひきつけ等)時に、 小児科医や看護師等の専門医へ相談することができます。 子どもの症状に応じた適切な対処法や受診する医療機関等に ついて、助言を受けることができます。 皆様一人ひとりの行動 や工夫が、日本の医療 を守ることにつながっ ています!



### ジェネリック通信

《目標達成期限まで残り5ヶ月》

山梨支部のジェネリック医薬品使用割合

76.3% (令和元年12月時点)

1人でも多くの皆様にジェネリック医薬品を 使用していただくことが、国民皆保険制度の 維持につながります。

国の目標(令和2年9月までに80%)を目指し、より一層のご協力をお願い申し上げます。

#### ジェネリック医薬品を使用するとこんな効果が…

窓口で支払うお薬代が少なくなり、 経済的負担の軽減につながります。

医療費の上昇を抑える効果があるため、 健康保険料の上昇を抑える効果が期待できます。

平成30年度の山梨支部ジェネリック医薬品使用割合は71.8%であり、仮に目標の80%とした場合、年間で約1億9000万円の削減につながったという試算が出ています。